

## 綾瀬市公金管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市の自己責任原則にかなう適性かつ効率的な公金の管理運用を行うため、資金管理及び資金運用の方針、手続き等を定めるものとする。

(管理運用の適用範囲)

第2条 管理運用の対象となる資金は、次のとおりとする。

- (1) 歳計現金
- (2) 歳入歳出外現金
- (3) 基金
- (4) 一時借入金

(基本方針)

第3条 資金の管理運用は、次により行う。

- (1) 歳計現金は、元本返還が確実な方法によるものとする。
- (2) 歳入歳出外現金は、前号と同様とする。
- (3) 基金は、元本返還が確実かつ可能な限り、高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(歳計現金の管理運用)

第4条 歳計現金は、原則として指定金融機関の普通貯金口座に全て入金することにより、管理する。

- 2 指定金融機関への貯金を継続しておくことが、支払準備資金確保の観点から不相当と会計管理者が判断した場合には、その理由が解消されるまでの間、支払事務の執行に支障のない範囲の金額を除く資金を他の指定代理金融機関に移動するものとする。
- 3 前項の理由が解消された場合は、速やかに指定金融機関の所定の口座に資金を戻し、第1項により資金管理を行う。
- 4 支払準備資金の状況により、一時的に資金の余裕が出た場合は、金融機関への預貯金、国債、地方債及び政府保証債で運用する。
- 5 前項の運用に係る金額と期間は、資金の状況により、会計管理者がその都度決定する。

(歳入歳出外現金の管理運用)

第5条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金の管理運用)

第6条 各種基金の資金は、原則として指定金融機関の普通貯金口座で管理する。

- 2 運用は、金融機関への預貯金、元本保証の金銭信託、国債、地方債及び政府保証債で行うものとする。
- 3 前項の運用に係る金額及び期間は、基金の管理者が定める。

(一時借入金の管理)

第7条 一時借入金は、歳計現金として資金管理する。

(資金の保護)

第8条 資金の運用について、金融機関が次に掲げる事項に抵触した場合は、預貯金をしない。運用期間中に抵触した場合は、速やかに預貯金の解約をし、元金の保全をするものとする。

- (1) 自己資本比率が、国際統一基準の適用される金融機関にあつては8%以上、国内基準の適用される金融機関にあつては4%以上を維持していること。
- (2) 株式上場銀行にあつては、株価の著しい変動がなく、安定的な数値を維持していること。
- (3) 格付け機関による格付けが公表されている金融機関にあつては、長期債の格付け投資適格等級であること。
- (4) 綾瀬市公金取扱業務の中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合。
- (5) 前号のほか、会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合。

(相殺)

第9条 市は、金融機関に保険事故が発生したときは、書面により当該金融機関に対し、相殺の通知を行う。この場合にあつて複数の借入金の債務があるときは、充当の順序等を指定しておくものとする。

2 前項の債務は、市債及び土地開発公社の債務保証契約に基づく債務とする。

(債券運用の選択基準等)

第10条 債券運用における選択判断の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 安全性
  - (2) 流動性担保の必要の度合い
  - (3) 利回り
- 2 危険度を最小限に抑えるため、次の方法を採用のものとする。
- (1) 信用リスクへの対応として、購入する債券は、国債等の元本償還が確実な債券とする。
  - (2) 債券価格変動リスクへの対応として、当該債券の償還期限まで保有することを前提にした債券購入を原則とする。
  - (3) その他のリスクへの対応として、金利変動リスク、流動性リスク等を回避するため、購入する債券は、新発債、既発債を問わず残存期間が10年以下のものとする。
- 3 債券の購入時及び満期若しくは期間中売却時は、債券毎に下記事項のうち確定した事項を遅滞なく記録し保管する。
- (1) 購入債券の名称
  - (2) 購入日及び購入価格
  - (3) 購入理由

- (4) 運用期間
- (5) 満期又は売却日
- (6) 償還価格又は売却価格
- (7) 受け取り利息の合計額
- (8) 債券売却益
- (9) 運用期間中の利回り
- (10) 期間中売却の場合、その理由

4 運用益は、本要綱に基づく市場運用の結果であり、期間を定めた運用益の目標は設定しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。